

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 包括外部監査契約の締結【行政委員会事務局監査第一課】2
- 新たに生じた土地の確認【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】3
- 町の区域の変更【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】4

### ◇ 市選挙管理委員会

- 北九州市小倉北区選挙管理委員会委員長の当選【小倉北区選挙管理委員会事務局】5
- 北九州市小倉北区選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定【小倉北区選挙管理委員会事務局】6
- 北九州市小倉南区選挙管理委員会委員長の当選【小倉南区選挙管理委員会事務局】7
- 北九州市小倉南区選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定【小倉南区選挙管理委員会事務局】8
- 北九州市八幡東区選挙管理委員会委員長の当選【八幡東区選挙管理委員会事務局】9
- 北九州市八幡東区選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定【八幡東区選挙管理委員会事務局】10
- 北九州市八幡西区選挙管理委員会委員長の当選【八幡西区選挙管理委員会事務局】11
- 北九州市八幡西区選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定【八幡西区選挙管理委員会事務局】12

北九州市告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 契約を締結した者の氏名及び住所

（1）氏名 小島智也

（2）住所 北九州市戸畑区一枝一丁目6番32号

2 契約の期間の始期

令和4年4月1日

3 監査に要する費用の額の算定方法

基本費用並びに執務費用及び実費の合算

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後の一括払いとする。ただし、相手方から請求があった場合において、必要があると認めるときは、一部の費用について概算払とすることができるものとする。

北九州市告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、北九州市の区域内に次の土地が新たに生じたことを令和4年3月9日に確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月6日

北九州市長 北 橋 健 治

新たに生じた土地の表示	地積（平方メートル）
北九州市門司区新門司北三丁目1の1、1の16、1の20、1の22地先公有水面埋立地	1万3,265.82

北九州市告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北九州市の町の区域を次のように変更する。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

令和4年4月6日

北九州市長 北 橋 健 治

次の区域を門司区新門司北三丁目の町区域に編入する。

新たに生じた土地
北九州市門司区新門司北三丁目1の1、1の16、1の20、1の22 地先公有水面埋立地1万3,265.82平方メートル

北九州市小倉北区選挙管理委員会告示第2号

令和4年4月1日開催の選挙管理委員会において選挙を行った結果、北九州市小倉北区選挙管理委員会委員長に、次の者が当選した。

令和4年4月1日

北九州市小倉北区選挙管理委員会

委員長 中 村 祐 貴

住所 北九州市小倉北区京町一丁目2番1-401号

氏名 中 村 祐 貴

北九州市小倉北区選挙管理委員会告示第3号

北九州市小倉北区選挙管理委員会委員長の職務代理者に、次の者を指定した  
。

令和4年4月1日

北九州市小倉北区選挙管理委員会

委員長 中 村 祐 貴

住所 北九州市小倉北区清水二丁目14番9-501号

氏名 山 縣 郁 子

北九州市小倉南区選挙管理委員会告示第5号

令和4年4月1日開催の選挙管理委員会において選挙を行った結果、北九州市小倉南区選挙管理委員会委員長に、次の者が当選した。

令和4年4月1日

北九州市小倉南区選挙管理委員会

委員長 安心院綾子

住所 北九州市小倉南区蜷田若園二丁目16番15号

氏名 安心院綾子

北九州市小倉南区選挙管理委員会告示第6号

北九州市小倉南区選挙管理委員会委員長の職務代理者に、次の者を指定した

。

令和4年4月1日

北九州市小倉南区選挙管理委員会

委員長 安心院綾子

住所 北九州市小倉南区横代北町五丁目2番35号

氏名 鷹取貴美子

北九州市八幡東区選挙管理委員会告示第5号

令和4年4月1日開催の選挙管理委員会において選挙を行った結果、北九州市八幡東区選挙管理委員会委員長に、次の者が当選した。

令和4年4月1日

北九州市八幡東区選挙管理委員会

委員長 富 下 博 文

住所 北九州市八幡東区宮の町二丁目4番6号

氏名 富 下 博 文

北九州市八幡東区選挙管理委員会告示第6号

北九州市八幡東区選挙管理委員会委員長の職務代理者に、次の者を指定した

。

令和4年4月1日

北九州市八幡東区選挙管理委員会

委員長 富 下 博 文

住所 北九州市八幡東区荒手二丁目5番3号

氏名 黒 野 ま ゆ み

北九州市八幡西区選挙管理委員会告示第3号

令和4年4月1日開催の選挙管理委員会において選挙を行った結果、北九州市八幡西区選挙管理委員会委員長に、次の者が当選した。

令和4年4月1日

北九州市八幡西区選挙管理委員会

委員長 佐々木健五

住所 北九州市八幡西区香月中央二丁目6番24号

氏名 佐々木健五

北九州市八幡西区選挙管理委員会告示第4号

北九州市八幡西区選挙管理委員会委員長の職務代理者に、次の者を指定した  
。

令和4年4月1日

北九州市八幡西区選挙管理委員会

委員長 佐々木 健五

住所 北九州市八幡西区浅川学園台三丁目12番6号

氏名 安部 桂子